

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（情報政策課）	11
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	11
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	11
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	12
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	12
○道路の供用の開始.....（道路課）	12

道監査委員公表

○監査公表第5号.....	12
○監査公表第6号.....	13
○監査公表第7号.....	13
○監査公表第8号.....	13

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	13
○特定調達契約に係る入札の公告.....	14

告 示

北海道告示第582号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成20年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
道庁行政情報ネットワーク設備等更新に係る実施設計業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成20年8月26日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
 - (2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地

4 随意契約に係る契約金額

110,250,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道企画振興部科学IT振興局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成20年9月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
日高中部	広域営農団地農道整備	北海道日高支庁
東美里別	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水施設、農業用道路、暗きょ排水、土層改良）	北海道十勝支庁

北海道告示第584号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成20年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 小樽市朝里川温泉1丁目427の2・427の3・504の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字赤石村204の1・205の1・247（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産業振興部林務課並びに小樽市役所及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第585号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 沙流郡日高町富川西12丁目4、16、17、59の1、60、68
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業

要件を変更する。

平成20年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 名寄市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び名寄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 当別浜益港線	石狩郡当別町字青山奥6759番12地先から 石狩郡当別町字青山奥1024番33地先まで	平成20.9.11

道 監 査 委 員 公 表**監査公表第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成18年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成20年9月9日

北海道監査委員 段 坂 繁 美
北海道監査委員 工 藤 敏 郎
北海道監査委員 見 野 全
北海道監査委員 坂 本 人 士

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成20年9月9日

北海道監査委員 見 野 全
北海道監査委員 坂 本 人 士

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成20年9月9日

北海道監査委員 段 坂 繁 美
北海道監査委員 工 藤 敏 郎
北海道監査委員 見 野 全
北海道監査委員 坂 本 人 士

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成19年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る定期監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成20年9月9日

北海道監査委員 段 坂 繁 美
北海道監査委員 工 藤 敏 郎
北海道監査委員 見 野 全
北海道監査委員 坂 本 人 士

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第208号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成20年9月9日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成20年度において道が締結しようとする⁽¹⁾に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⁽²⁾に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、⁽³⁾に定めるものとする。

(1) 契 約 平成20年9月9日に一般競争入札の公告を行う通信指令室大型表示システムの賃貸借契約

(2) 資 格 通信指令室大型表示システムの賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 通信指令室大型表示システムの賃貸借

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の⁽¹⁾、⁽³⁾、⁽⁵⁾及び⁽⁶⁾によるほか、次による。

(1) 平成20年9月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。

(2) 警視庁又は道府県警察本部において、大型表示システムを直近2事業年度以内に納入した実績を有する者であること。

(3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを示した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成20年9月9日（火）から9月30日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出

先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、3の(2)、4の(1)、4の(3)及び5の(1)による。

北海道警察本部告示第209号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年9月9日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
通信指令室大型表示システムの賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成21年3月1日から平成30年2月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成20年北海道警察本部告示第208号に規定する通信指令室大型表示システムの賃貸借に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 平成20年10月21日 午前10時（送付（書留郵便等に限る。）による場合は、平成20年10月20日 午後5時まで）に必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて名を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道警察本部総務部会計課に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）において閲覧・印刷することができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで、(11)から(13)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

9 Summary

A The nature and quantity of products to be procured : Multi Projector System 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., October 21, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P. M., October 20, 2008.)

- C For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department,
Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo,
Hokkaido, 060-8520 Japan,
Phone : 011-251-0110 Ext. 2236
-